

○厚生労働省告示第二百十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年五月二十日から適用する。

令和二年五月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前										
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード				
(略)							(略)										
1721から 1723まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ヌシネルセンナトリウム、オナセムノゲン、アベバルボク、エダラボン、G005、J045なし	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)							(略)										
1795から 1801まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	アフリベルセプト、ラニビズマブ、プロルシズマブ、ペガブタニブナトリウムなし	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							2あり	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2あり	アフリベルセプト、ラニビズマブ、プロルシズマブ	(略)	(略)
(略)							(略)										
1933から 1966まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ベムプロリズマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ペバシズマブ、ペメトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テボチニブ塩酸塩、オシメルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アフアチニブマレイン酸塩、エルロチニブ、ダコミチニブ、カルボプラチン+パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							6あり	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6あり	クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テボチニブ塩酸塩、オシメルチニブメシル酸塩	(略)	(略)
(略)							(略)										
3096から 3114まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ベムプロリズマブ、アテゾリズマブ、トラスツズマブ、エムタンシン、トラスツズマブ、デルクスチカン、ベルツズマブ、ペバシズマブ、パクリタキセル（アルブミン懸濁型）、トラスツズマブ、エリブリンメシル酸塩、ゲムシタピン塩酸塩、シクロホスファミド+塩酸エビルピシン、パクリタキセル、ドセタキセル、化学療法、放射線療法、J038（4に限る。）、G005、J045なし	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)							(略)										
3096から 3114まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ベムプロリズマブ、アテゾリズマブ、トラスツズマブ、エムタンシン、ベルツズマブ、パクリタキセル（アルブミン懸濁型）、トラスツズマブ、エリブリンメシル酸塩、ゲムシタピン塩酸塩、シクロホスファミド+塩酸エビルピシン、パクリタキセル、ドセタキセル、化学療法、放射線療法、J038（4に限る。）、G005、J045なし	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)							(略)										

(略)											
3221から 3232まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、イビリ ムマブ、1L-2、 テムシロリムス、パ ソパニブ塩酸塩、ス ニチニブリンゴ酸、 エベロリムス、カボ ザンチニブリンゴ酸 塩、アキシチニブ、 ソラフェニブシル 酸塩、化学療法、放 射線療法、インター フェロン、G005、 J045なし	(略)	(略)
								(略)	(略)		
								2あり	パソパニブ塩酸塩、 スニチニブリンゴ 酸、エベロリムス、 カボザンチニブリン ゴ酸塩、アキシチニ ブ、ソラフェニブト シル酸塩		
								(略)	(略)		

(略)											
3537から 3562まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、オビ ヌツズマブ、ブレン ツキシマブ、ベドチ ン、モガムリズマ ブ、フロロデシン塩 酸塩、プララトレキ サート、ロミデブシ ン、ベンダムスチン 塩酸塩、ボルテゾミ ブ、アテムツズマ ブ、イフルチニブ、 ベネトクラクス、オ ファツムマブ、チラ フルチニブ塩酸塩、 リツキシマブ+フィル グラスチム、リツキ シマブ+レノグラスチ ム、リツキシマブ、 化学療法、放射線療 法、J038 (4に限 る。)、G005、J045 なし	(略)	(略)
								(略)	(略)		
								6あり	ベンダムスチン塩酸 塩、ボルテゾミブ、 アテムツズマブ、イ フルチニブ、ベネト クラクス、オファツ ムマブ、チラフルチ ニブ塩酸塩		
								(略)	(略)		

(略)

(略)											
3221から 3232まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、イビリ ムマブ、1L-2、 テムシロリムス、パ ソパニブ塩酸塩、ス ニチニブリンゴ酸、 エベロリムス、アキ シチニブ、ソラフェ ニブシル酸塩、化 学療法、放射線療 法、インターフェロ ン、G005、J045なし	(略)	(略)
								(略)	(略)		
								2あり	パソパニブ塩酸塩、 スニチニブリンゴ 酸、エベロリムス、 アキシチニブ、ソラ フェニブトシル酸塩		
								(略)	(略)		

(略)											
3537から 3562まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、オビ ヌツズマブ、ブレン ツキシマブ、ベドチ ン、モガムリズマ ブ、フロロデシン塩 酸塩、プララトレキ サート、ロミデブシ ン、ベンダムスチン 塩酸塩、ボルテゾミ ブ、アテムツズマ ブ、イフルチニブ、 ベネトクラクス、オ ファツムマブ、リツ キシマブ+フィルグラ スチム、リツキシマ ブ+レノグラスチム、 リツキシマブ、化学 療法、放射線療法、 J038 (4に限る。)、 G005、J045なし	(略)	(略)
								(略)	(略)		
								6あり	ベンダムスチン塩酸 塩、ボルテゾミブ、 アテムツズマブ、イ フルチニブ、ベネト クラクス、オファツ ムマブ		
								(略)	(略)		

(略)

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
46	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）（点滴静注用に限る。）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年3月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2715から2717まで、 2720、2721及び2724から2726まで
	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）（皮下注用に限る。）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年3月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2715から2717まで、 2719から2722まで及び 2724から2727まで
47	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年3月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1892
48	アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年3月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1807から1811まで

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

